

つくば市議会提言書
令和5年10月3日 予算決算委員会

事業名	森林保全に要する経費
事業概要	<ol style="list-style-type: none">1 里山林整備推進事業 森林所有者から整備要望のあった荒廃した山林について、市が森林所有者に代わって下刈り及び間伐等の整備を実施し、翌年度から10年間は市と森林所有者とで締結した協定に基づき、森林所有者が維持管理を行う。2 筑波山市有林整備事業 自然環境の保全と森林利用の増進を目的に、森林ボランティア団体などと市民協働により、市有林を整備する。3 造林事業 造林用苗木の斡旋を行う。造林及び造林後の保育において、県補助事業の申請及び推進を行う。
提言内容	
<p>令和4年度は、森林環境譲与税を用いて、森林経営管理制度に基づく調査を進めていただいたことを評価する。</p> <p>しかし、同じく森林環境譲与税を用いた「里山林整備推進事業」は、森林保全につながる大変重要な事業であるが、市内で必要と思われる地域への周知が十分ではないため、より一層の周知に努めていただきたい。なお、協定期間が10年間ということに対して、森林所有者の高齢化等が原因で管理継続ができなくなる等、様々な課題があるため、改善策についても調査研究されたい。</p> <p>また、現在取り組んでいる「筑波山市有林整備事業」とは別に、森林環境譲与税を活用して、鳥獣被害が起こりにくい森林整備の取組なども取り入れられるよう検討していただきたい。</p> <p>そのほか、森林環境譲与税を活用した「木育事業」については、つくばらしさをいかし、市内にある国の研究機関などとの連携をさらに強化し、推進していただきたい。</p> <p>現在の気候危機に対して、温室効果ガスの削減につながる森林の保全は大変重要であるため、森林保全事業の更なる調査研究、関連部署などとの連携、今後の活性化に期待するものである。</p>	

提言に対する対応

1 里山林整備推進事業の周知については、市ホームページや広報つくばに加え区会回覧等を利用して一層の周知に努めていきます。また、森林所有者の高齢化等による管理の課題については、森林所有者と借りたい人を結びつける森林バンクの制度等の構築を検討していきます。

2 鳥獣被害が起こりにくい森林整備の取組については、つくば市鳥獣被害防止対策協議会や茨城県等の関係機関と協議を行うとともに地域の意向を踏まえ、森林環境譲与税を活用した整備を検討していきます。

3 木育事業については、令和6年度から事業を拡大することで、より多くの方に木と触れ合える場を提供し、木の文化への理解を深めていきます。また、森林総合研究所等の研究機関と連携し、森林の有する機能である生物多様性や水源及び土壌の保護などに関する普及啓発を行っていきます。

4 森林保全については、森林が適正に維持管理されることで地球温暖化防止のみならず、生物多様性や水源及び土壌の保護などが促されることから、庁内関連部署や関係機関と連携し、今後も引き続き森林保全に取り組んでいきます。

(以上 鳥獣対策・森林保全室)

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

1 里山林整備推進事業について

新たに森林バンク制度の構築を始めることを評価する。今後、有用な森林バンク制度の構築と周知、また引き続き既存の里山林整備推進事業の周知及び課題解決にも努められたい。

2 鳥獣被害が起こりにくい森林整備の取組について

関係機関との協議や地域の意向を踏まえて、今まで想定されていなかった鳥獣の出現にも留意しつつ、引き続き、森林環境譲与税を活用した森林整備の検討を進めていただきたい。

3 木育事業について

子どもたちが木と触れ合えるワークショップなどの場の提供、木の文化への理

解を深める事業を進められていることを評価する。今後、それらが小中学校にも波及することを期待したい。また、森林総合研究所等との連携により、生物多様性や水源及び土壌の保護などに関する普及啓発についても、取組を進めていただきたい。

4 森林保全について

森林の適切な維持管理が、地球温暖化防止等に資することを念頭におき、市全体で森林を減らさず、さらなる関係機関との連携や調査研究を以って、堅実なる森林保全に取り組まれない。

(市民経済分科会)